

事業計画意見書

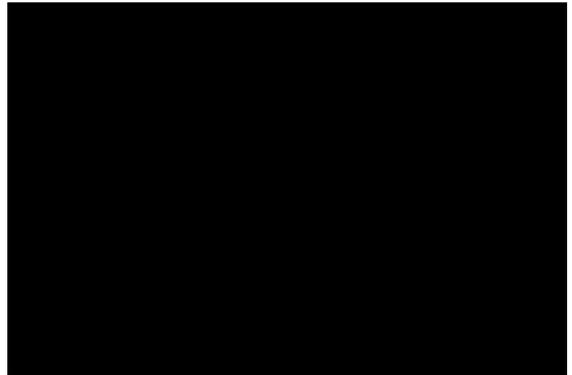
令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (不法投棄)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
・産業廃棄物処理施設の設置に反対します。 ごみ処理場ができると不法投棄も増える。24 時間の監視が必要と思うが、監視カメラの設置等は考えているのか。	
理由 (必須)	
監視の必要が重要であると思われるから	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

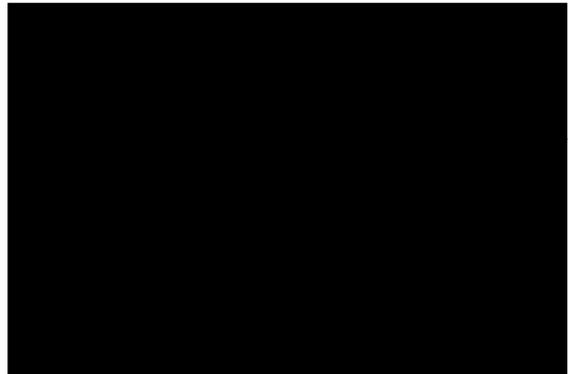
令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (市道のいたみ・事故の増加)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・産業廃棄物処理施設の設置に反対します。 ・ 進入口が 3 メートルでは狭いのではないか。 ・ 農繁期、農作業の通行に邪魔になるのではないか。 ・ 交通量が多くなり重量があるとなると市道のいたみも激しく、事故も多くなるのではないか。	
理由 (必須)	
市道と言っても農道、大型車の通行は想定していないのではないか。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

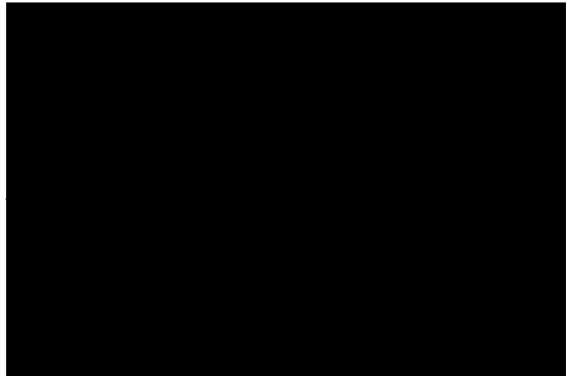
令和 6年 6月 15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。 覆土として使われる土への有害物質検査はされないのですか？ いくら搬入したゴミを目視確認しても覆土に有害物質が 含まれていたら確認をしてもまったく意味のない事です。	
理由 (必須) 覆土への検査が取られないようなのですが検査は絶対必要だ。 どこから運んできてどんな有害物質が含まれているかが分からないと 安全ではない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

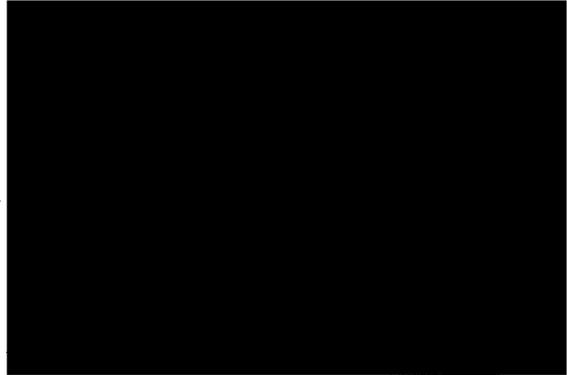
令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (ゴミの確認方法)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。 日に何十台という搬入を予定しているようですが、その台数の ゴミを時間内に見落しなく確認できるのでしょうか？ 付着物等がないか、裏返したり、色々な角度でしっかり目視で 確認するのでしょうか？ くわしく目視のやり方が知りたいです。	
理由 (必須) 9時から15時 でのしっかりした目視確認が出来るのか 不安、どのように出来るかマニュアルがほしい。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、) 事業に反対です。 水処理施設を設置すると書かれていましたが、 浄化能力は永遠ではないと思います 川にはホタルが生息しています。ホタルの幼虫が生活する上で 必要なきれいな、砂や石、エサとなるカワニナが豊富である ことが重要なのです。 この川にはそれがそろっている数少ない川です。他の川では暮ら せぬ生き物達が暮らしているこの川をおさす事は断固反対です。	
理由 (必須) 絶滅の危機に瀕しているホタルがいる川を産業廃棄物処理場か できる事により、危険にさらす事になる。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

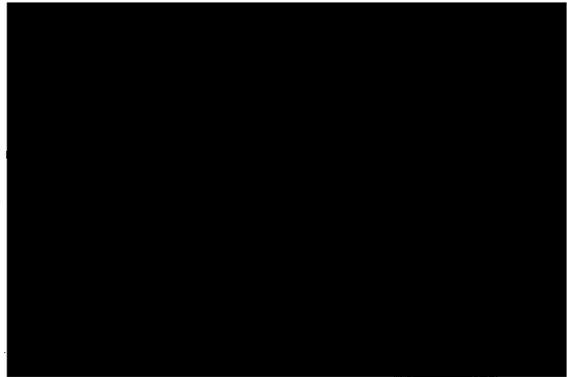
令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 覆土)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 計画の撤回を強く求める。 覆土の説明をくわしく知りたいのだが、使用する土の搬入元は、どこからなのか、有害物質や化学的変化をするような物は含まれていないのか、検査はしっかりされるのかなど。 安全ではない物を搬入する事は絶対にやめてほしい。	
理由 (必須) 有害物質が混入する危険性があり土じたいが水質を汚染する恐れがあるため。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6年 6月 15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 計画の撤回を強く求めます。 安定5品目と言われている物の中には酸性雨などにさらされる事により 有害物質を溶出させる金属くずやプラスチック類が含まれるか その土壌合どのように化学的変化を起こさないようにされるのか? くわしくお聞かせ下さい。	
理由 (必須) 化学的変化を起こし有害物質が土壌汚染するため 産業廃棄物処理場建設に断固反対する。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

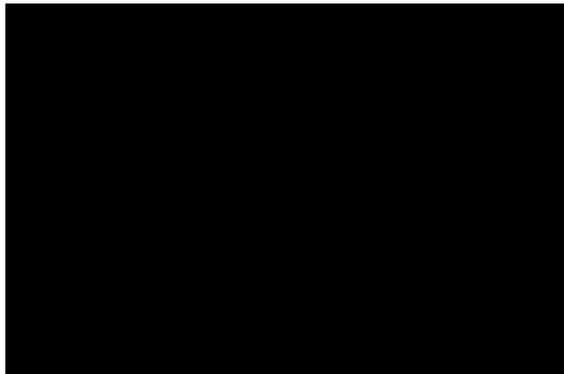
令和 6年 6月 15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壤</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
<p>意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <u>事業に反対です!</u> ゴミ搬入時のチェックは平に広げてチェックするとゆう説明だったのだから、それでは見落としなくしっかりチェックする事はできないのではないですか? 目には見えない有害な物質などはどうやって分かるのか。 社員見落としなくチェックするという根拠や証拠は? 見落としがいつでもあれば土壌汚染されてしまう。 説明会でも質問した事に曖昧な返事しかしてなく全く信用できない。 計画には断固反対。</p>	
<p>理由 (必須) 説明を事細かくしていない事業者を信用できる理由はなく、 土壌汚染が懸念されるため。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
<p>意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。 産業廃棄物処理場ができた。トラックの交通量が今現在よりも多くなると思うのですが騒音、振動、排気ガス等の影響を受け身体に不具合をきたしたら、責任はどのように取るおつもりでしょうか。責任を取られるのであれば具体的な内容を聞かせてください。今このような不安があるなか産業廃棄物処理場ができることにたいして強く反対します。</p>	
<p>理由 (必須) 今の環境から産業廃棄物処理場ができた時の変化が大きく、不安や身体への影響が心配なため。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 209

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	① 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
<p>意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)</p> <p>計画の撤回を強く求めます。</p> <p>1999年福岡県築紫野市の安定型処分場で発生した硫化水素による中毒が疑われる作業員3名の死亡事故や宮城県柴田郡村田町の安定型処分場でも硫化水素が検出された、そのような事がおきた場合どのように責任をとられるか具体的にお聞かせ下さい。</p>	
<p>理由 (必須)</p> <p>安定型処分場だがこのような事例があり、絶対に硫化水素が発生しないという保証はなく命にかかわるような場を建設する事には断固反対します。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ① ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (道路運搬)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p>絶対に断固反対です。 事業の撤退を求めます。</p> <p>1日に平均20台の搬入車を予定していて、他県からの運搬となるのは、おかしくないですか。 なぜこんな遠い場所に決めたのですか。</p>	
理由 (必須)	
<p>国道163号線も市道も道路が痛み、交通量が増えるので、交通事故も多く発生します。 歩行者も搬入車が怖くて歩けません。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

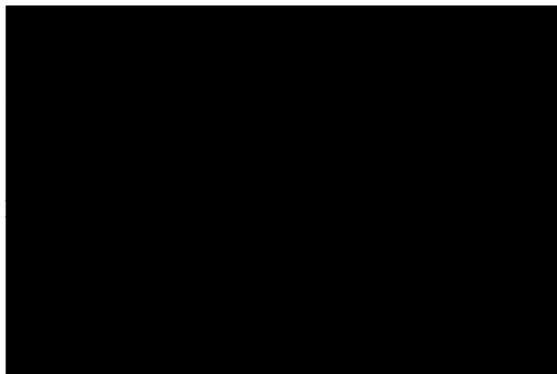
令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

絶対に断固反対です。
事業の撤退を求めます。

水質が悪くなり、地下水に浸み込み、水源が汚染されてしまったら
どう責任を取ってくれますか？
人体への悪い影響が何年か先に必ず出てくると思います。

理由 (必須)

水源地のある阿波地域で産廃処理施設、自体を作る事が
無謀です。
地域を流れる服部川も大阪地域の飲み水となっています。
産廃施設のそばの余田谷川は、服部川に流れています。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必需)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

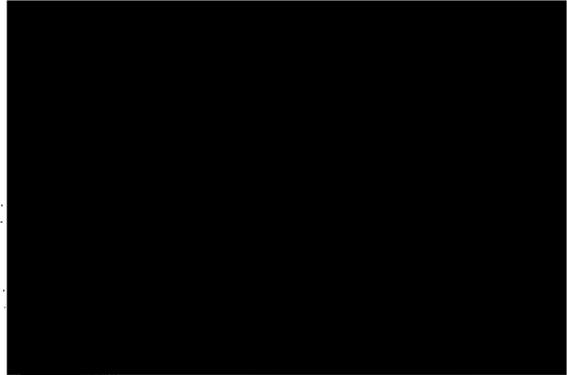
令和6年6月15日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ 悪臭 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>絶対に断固反対です。 事業の撤退を求めます。</p> <p>持ち込まれた廃棄物からの悪臭は、いくら埋め立て土をサンドイッチ方式で入れても悪臭がすると思います。何か反策があるのでしょうか？</p>	
理由 (必須)	
<p>おいしい空気が自慢のこの地域が24時間どころか、10分間も悪臭分のは、絶えられません。 増して、家の中まで風に乗って入ってきたら、こゝろは暮せません。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ **ロ** 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤 (生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>絶対に断固反対です。 事業の撤退を求めます。</p> <p>きれいな川に住んでいる生き物が産業廃棄物の為に死に 生態系が崩れたら、元に戻してくれますか？</p>	
理由 (必須)	
<p>下阿波には、ホタルやサワガニ、オオサンショウウオといった 生き物がひっそりと暮らしています。こんな自然豊かな地域に生 いる生き物が、無くてはなりません。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

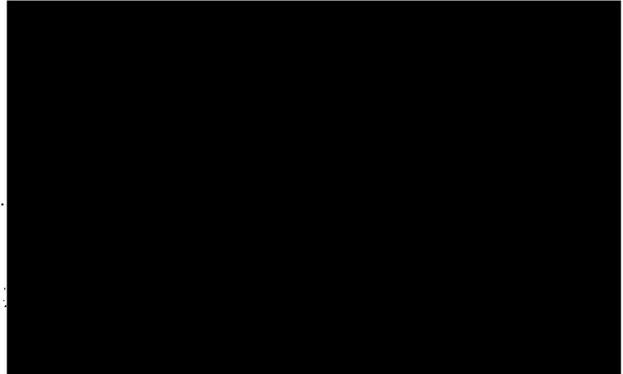
令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通安全)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>計画の撤回を求めます。計画にこの事業は反対です。 予定通り事業が始まると、搬入車両の往来が増え 地域住民の安全・安心が損なわれます。 基本的に計画されている地域の道路は 生活道路であり、地域住民の安全・安心が 脅かされるものであります。</p>	
理由 (必須)	
<p>高齢者が多く居住する地域に大型車両が日に 何回も入ってくることは、当然交通事故の発生 可能性を高めますこととなります。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります)
 計画の撤回を求めず、この事業には反対せず。
 安定型産業廃棄物のみの搬入が100%続けられている
 とは、現状のしきみでは考えにくい。
 結果として、有害物質と含む対象外の物が持ち込ま
 れるのではなか。結果として、土壌汚染が起きて
 いる。

理由 (必須)
 説明書5ページ(イ)や6ページ(ロ)に記載された方法は
 目視による確認のみとなり、化学物質の混入を
 見分ける作業とはならないと考える為。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

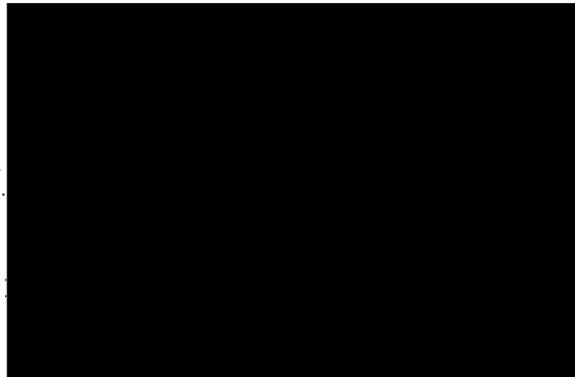
令和6年6月4日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)

計画の撤回を求めます。この事業には反対です。
 安定型産業廃棄物のみの搬入が100%続けられている
 とは、現状のしくみでは考えにくい。
 結果として、有害物質を含む対象外の物が持ち込ま
 れるのではないか。結果として水質汚染が起き
 してしまふ。

理由 (必須)

説明書5ページ(9)や6ページ(11)に記載された方法では、
 目視による確認のみとなり、化学物質の量を
 見分ける作業とはならないと考へる為。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

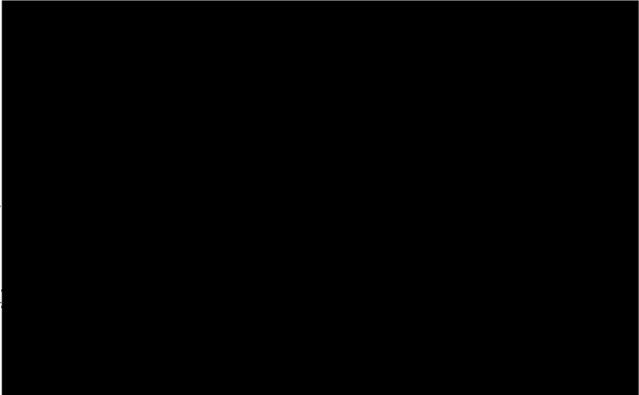
令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を求めます。この事業には反対です。我が家の前の川には天然記念物のアサギカササギがいて、依然として木材などもあります。豊かな自然は地域の誇りです。しかし、川の水質も徐々に変化してきて、今回の事業で希少生物の生息に影響が出すか心配です。

理由 (必須)

汚染という以前に建設工事に関与する流土等の影響を、更に川の環境が変化する可能性があるため。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・(水質) 騒音・振動・(悪臭)・(土壌)・地盤・生物 景観・(その他) (交通安全)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>覆土は 場内の山土とする。(土砂流出対策を完全なものとする)</p> <p>また、他地域からの建設残土等は搬入しないこと。 土に含まる成分がわからない。(処分品より影響がある) 土砂流出による環境悪化が考えられることから、計画撤回をいたします。</p>	
理由 (必須)	
<p>場外からの覆土搬入により、交通量が增加し、処分品と合せ、交通処理ができない。</p> <p>又、建設残土等は、成分が確認できない</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 <input checked="" type="checkbox"/> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 処分場予定地周囲の立木を残すこと。(幅広く) 現状より悪化することから、 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須) 残すことにより、周辺の人家、田への影響を少しでも軽減する。 (ほこり・騒音)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

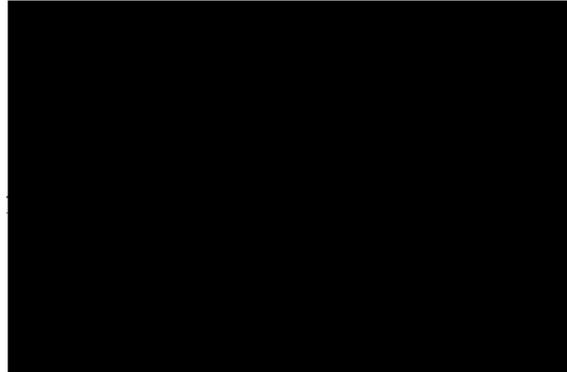
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

水質浄化装置の半永久的な運用が約束してもらえるか。
 安定品目のみの埋立に、水質に影響する品目がまじることがあることが分らない。
 実際に埋立てた定態がありますか。
 一度搬入(埋立)されると、かなり長期間の運用が必要となる。
 将来が見送せない、計画の撤回を求めます。

理由 (必須)

- ① 搬入されない対応^を考えるべき。
- ② 長期間の浄化設備の運用ができるとは考えられない。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
<p>意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)</p> <p>自分の生まれ育った阿波地区に何が混じっているか 分からないゴミを捨てる産業廃棄物専業に絶対反対です。 持ち込まれた廃棄物の検査態勢や安定5品目以外が 混入していた場合の対応など分からない事が多く不安があります。 計画の撤回を求めます。</p>	
<p>理由 (必須)</p> <p>阿波地区の自然環境を守りたいからです。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ) ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

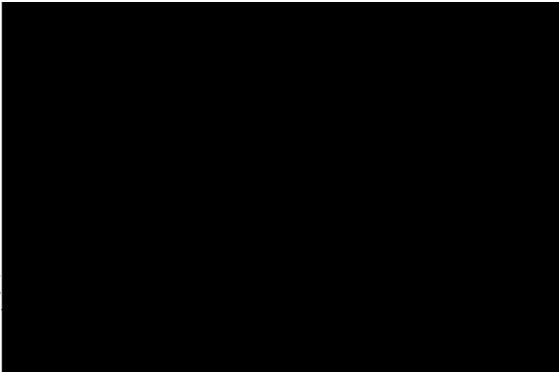
令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>持ち込まれた 廃棄物は、判断基準を満たしているか、実際 現場の従業員が見極められるかが心配です。安定品目とそれ以外の分別は、分別 難かと思うのですが? ちゃんと、判断基準を示した従業員向けマニュアル の提示を求めます。このぐらい大丈夫と、間違えた判断で埋立てたところ、 環境に必ず問題が出てくる。埋めて(おぼ) 何とかすると思わなければい その土地で生活する者の気持ちを考えてほしい、相手の気持ちも考えてほしい。 計画の撤回を求めます。</p>	
理由 (必須)	
<p>患れた、阿波地区の自然環境を守るためです。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

阿波地区は、伊賀木の産地や多く、自然豊かな場所で、朝と夜の
寒暖差が大きいので、米作りに適して、おいしい米が収穫できています。
水がとろとろおいしいからです。産業廃棄物処理施設の設置により、今まで
品質の良い米が、木質や土壌が悪くなり、風評被害が出てくる
可能性もゼロではないと思います。
実際、何年後、何十年後に影響が出てからは、取り返しがつかない為
計画の撤回を求めます。

理由 (必須)

阿波地区の自然環境を守りたいです。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>自然豊かな土地に、産業廃棄物処理施設の設置は、絶対反対です。 近年、地球環境の変化による自然災害も多く、いつ、どのような状況に なるか分かりません。多く、大地震などの災害による地盤の崩壊もあつた とし、万が一 産業廃棄物の埋立て場所が 被害を受けたりと想像す るだけで とても 恐ろしくなりました。絶対大丈夫という ことは、分かりません。 そのような 危険な所で 生活することになると 困ります。</p>	
理由 (必須)	
<p>阿波地区が 安心して生活できる場所であってほしいからです。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>産業廃棄物の処理施設では、1日平均 20 台の搬入車で 1 時間 約 4 台の車の作業、1 台に用する時間は、15 分しか有りません。</p> <p>「産業廃棄物の事業に断固反対！」です。</p>	
理由 (必須)	
<p>目視で有害物質、有機物などの付着を、搬入車からおろして、広げて確認するのは、可能ですが、</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
<p>一日平均20台の搬入車が9時～3時まで行き来する。 又、廃棄物の確認の為に積みあがりが、くり返される為。</p> <p>産業廃棄物の事業に断固反対！します。</p>	
理由 (必須)	
<p>上記の事が一番の騒音になるのが大変困る。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>「事業に断固反対です」</p> <p>石綿含有廃棄物は、(アスベスト)大気汚染や水質汚染に大きな影響を与える。どのような管理をしない様にするのか？</p> <p>釜に入れて管理すると南の川が、30年かすれば破損し、汚染するのでは？</p>	
理由 (必須)	
<p>搬入管理マニュアルを作成しとあきか徹底されているかだれもわからない為信用し兼ねる。(地元住人や有識者立ち寄り受は？)</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ) ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>「事業に断固反対です」</p> <p>水道水源保護条例に定められている。取部川に汚染入(雨水)や浸透水など流れ出る可能性をどう考えるのか。又、溢れ出る可能性が低いから保存水集排設備は必要なのではないか？</p> <p>形だけ作っても実際には汚染水が流れ出る事は有り、「下流の人達ばかりのみ水として使用し下まの川」</p>	
理由 (必須)	
<p>水質検査のタイミング基準があまりありません。</p> <p>第三者に点検させ住民に検査結果を知らせるべき。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ) ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>営業時間</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)	
<p>「事業は断固反対です」</p> <p>1日の営業時間(トラック受入れ)が稼働実質5時間程度しかない最大30台のトラックが出入りする。1台の作業10分程度!! 10分間の間に受入れ物の中味の確認が本営にできるのか? 本営にチェックしているとは信用しがたい!!</p>	
理由 (必須)	
<p>身内で点検する「デリー社社員もしくはデリー社雇用の社員」であればどんなものを持ち込ませても蒙返りしてきるのではないか?</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ) ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月14日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>交通計画</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>「事業に断固反対です」</p> <p>搬入車両の運搬経路は、国道163号を入り市道5087号とあるが、市道の為道幅が狭く10t車が、行来する事は困難!!</p> <p>周辺の土手や道路に影響が出る事は、調査ほしい、(道が凸凹になったら修理するのか?)</p>	
理由 (必須)	
<p>農繁期など「農業機械」などの行来ができません</p> <p>農作業に影響が出る、又、続けて入った時など、で待機させろのか? トラックだらけになるのでは?</p>	

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ) : ハ : (ロ) 不明

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 (<u>その後の管理</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>産業廃棄物処理場の閉鎖は、埋立て完了後2年後を目途とあるが、その後の管理はどうするのか？ 地域住民にその後迷惑がかかるのは目に見えている。 未来永劫責任を持つ気はないのか。</p> <p>「事業に断固反対します」</p>	
理由 (必須)	
<p>今回の計画完了後の放置される概念とガレキ場予定地である処理場拡大する予定は絶対あってはならない。今回ゆるされれば可能性が大！！</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ) ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>産業廃棄物最終処分場計画場所におよび近い場所に住んでいるものです。1日平均20台のトラックが8時間埋立作業をするという中で、計画場所の近くに住んでいるものとしては騒音も富の粉じん等、廃棄物の飛散は火が水がかわかぬと受けられない。生活の場が一変する!! 絶対にフクセる訳にはいかない!!</p>	
理由 (必須) 計画場所付近でトラック作業などがあつた時はすごく山に響き、やかましい!! 1日20台9:00~17:00ほど5年間も続くと思うと騒音と粉じんは確実に生活に問題が出る。短期間の調査で問題ないと言断言できるはずがない!!	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

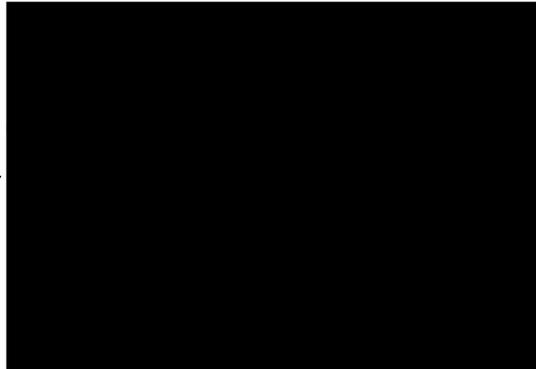
令和 6 年 6 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 産業廃棄物最終処分場計画場所にかなり近いところに住んでいる ものです。一番に心配なのは、水質汚染、土壌について!! 。事業計画資料は全て大雑把であり、いい加減。 全国各地でも汚染水の流出により、基準値を上回る水質 汚染が発生している!! 信用できない!!	
理由 (必須) 全国各地の安定型処分場では、有害物質の混入や 汚染水の流出が相次ぎ、分別は不可能であると認定されている!! 安定5品目とそれ以外とを分別することは困難であり、有害物質の 流出・拡散の危険性があり!! 処分場ができてしまえば取り返しがつかない!!	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着) **絶対に反対!!!**

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年6月12日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に断固反対です。「計画」の撤回をお願いします。
粉じん、騒音、振動レベル調査の結果が「オハ」で
下廻り予測結果が出ているが信用出来ません。

理由 (必須)

観測結果の公表をどのようにするのか、回答を求めます。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

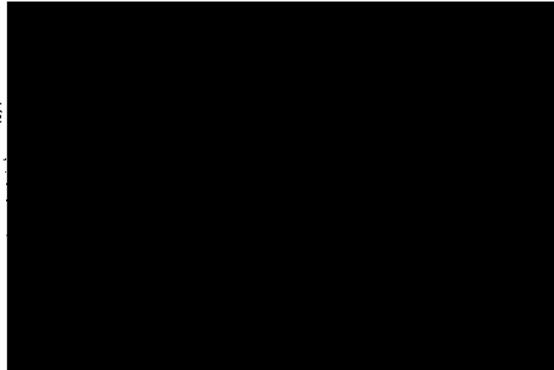
令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p>「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」</p> <p>先人より受け継がれてきたこの「阿波」の地を次の子や孫達に受け継ぐために努力しているのに廃棄物最終処理場ができる事は絶対許しません。</p>	
理由 (必須)	
<p>子や孫達がこの地を離れると思う、だからそうせまいにも最善の努力をして断固反対します。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>「事業に反対です。」 産業廃棄物の運搬道路は、国道 163 号と、市道 紙三産線を利用 しています。市道においては、道中が狭く、路肩が弱いことからして、 大型車両通行には、無理がある恐れがある。又地元車両優先とは いう、対応が無理である。建設に断固反対します。</p>	
理由 (必須)	
<p>車両は地元の人を優先しずとあるが、この事業等は 考えられない。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

阿波 237

事業計画意見書

令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」 先人より受け継がれて来たこの「阿波」の地を次の子や孫達 に受け継ぐために努力しているのに廃棄物最終処理場か ら来る事は絶対許せません。</p>	
理由 (必須)	
<p>子や孫達からこの地を離れたらと思う。だからそうさせない為にも 最善の努力をして断固反対します。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・・不明)

事業計画意見書

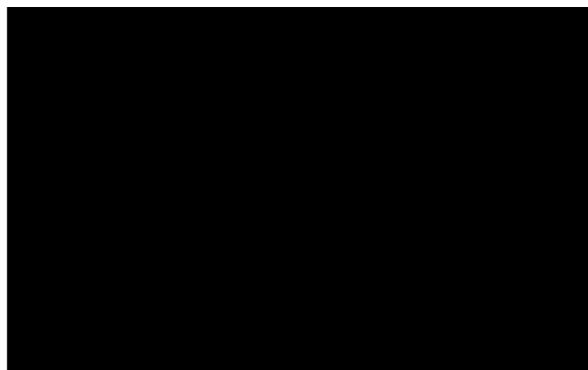
令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」 国道163号線須原地内にはNTT地下ケーブルが 道幅よりマンホールの蓋の上と10cmもの大型トラスダン プが通っておりドンドン振動又騒音が出ています。 大型ダンブ20台もの車が往復あり様になりと 不安になります。</p>	
理由 (必須)	
<p>老人は今以上に国道と不安を意識しながら 通行しなくてはならず、振動・騒音にも耐えなければ ならない。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p>下阿波地区 阿波神社前也等堤橋 付近で 6 月頃より ホタルが見られなくなり、近い将来水質 汚染された場合、この自然が見られなくなる。 「事業に反対する」「計画の撤回を求めます」</p>	
理由 (必須)	
<p>上記自然がなくなれば、数少ない財産が失 なれりことは許せません。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

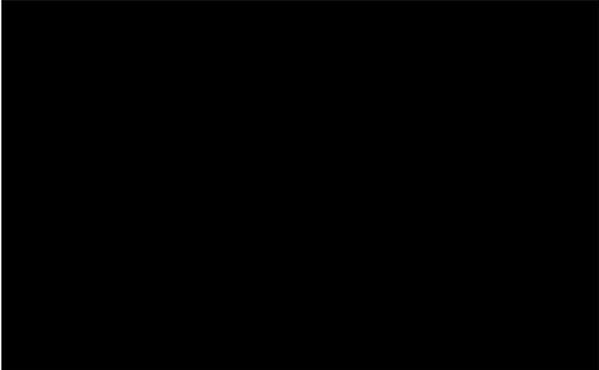
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p>「事業に反対です」「計画の撤回を求めます」</p> <p>国道163号線大田地内には急カーブが数ヶ所あり今でも大型車との対行には危険が伴う。事故に結びつく可能性は大であり、大型ダンプは地元優良とか書かれていますが、とうとう無理に思っています。高令者は今以上に不安と恐怖で車を運転おそ事になります。</p>	
理由 (必須)	
<p>土、日以外の日の高令車の運転は不安と恐怖を伴うので、運転おそ事なり。このような計画は許せません</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

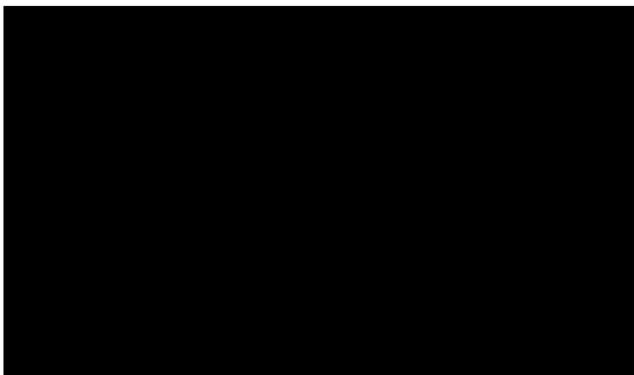
令和 6年 6月 10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」
1日20台の搬入車を予定して午前9時〜午後3時とありますが、
6時間以内 正味5時間とあると1時間当り4台の1台当り
15分しかありません。この時間内に廃棄物を降ろして上げて
目視して確認することは本当に可能かどうか疑問です。
スムーズにいかないと考え、そうなればきちんとした確認は
不可能です。

理由 (必須)

計算通りうまいくはあがない。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 15 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>最終処分場の土壌を盛り上げて、土手を造り積み上げ サンドイッチ方式での処理では、大雨や地震で簡単に 崩れる事も考えられ、又、ゴミの中を通過した排水の下流 への悪影響も心配され、服部川のきれいな水と自然に 包まれる阿波の里の自然環境に影響が来ると思われる ので絶対反対です!!</p>	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>全国各地で安定型処分場では 有害物質の混入で 汚染水の流出が有害であつて 大田地域では 水道水 農業用に 将来にわたり 影響が 産業廃棄物は 収容です</p>	
理由 (必須)	おいしい水があつてほしい

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>造成する時に立木をどうするか 谷に埋めると地盤沈下進行するのではないかと 昔は水もなく沼田が多く地盤悪く水はけも 良くなく 地すべりがおそれるのでは 反対です</p>	
理由 (必須)	
<p>水質が悪くなり 服部川の土質が悪くなり 下の地域の米作りにも影響が出ると見ゆ</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
地域の生活水で 4 件には井戸水を使用しているが 現在の水質の調べると出るとの水質の 水質のデータを取って土壌汚染 が将来出て来ると思うので対策を 理由 (必須)	
生活環境悪化して農業に悪い ハザードが出る	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

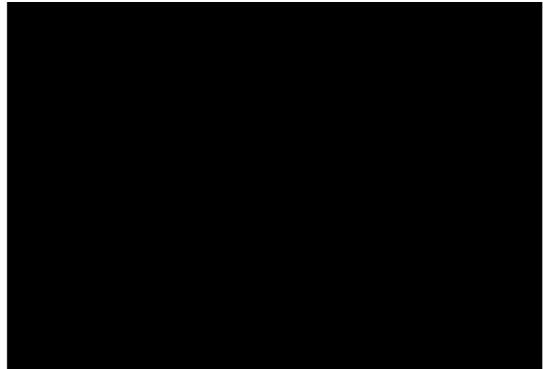
令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)	
<p>全安定 5 品目とそれ以外の分別が難しいと思うか 業者の受入はどの程度か 間隔が多いと思いか 手戻スベストが付着 又はふくまれるか 此等を どう返段するか 応答かいのび 返対応する</p>	
理由 (必須)	
<p>大気に拡散してほうとと思う</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

カーリングが調査の件で 里道通行して 道路を広くし
水路をこなし 調査をした用に思うか
どうですか、 手立木を片付けずに
帰ってしまっている。 現場 にもしほが厚い、
近対します

理由 (必須)

地区民に報告してほしいです。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>産業廃棄物場は人家から 500m 以内近くに 造られ 大気ばかり騒音 におい 振動などが おこると思われ 返対します。</p>	
理由 (必須)	
<p>現在でも 土石流のあとがあり人家近くで こわいと思ふ</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

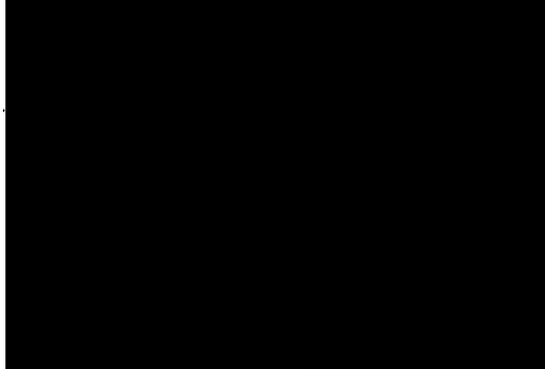
令和6年6月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質・騒音)・振動・悪臭 (土壌)・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
断固反対です	
理由 (必須)	断固反対です

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・(土壌)・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>産業廃棄物が持ち込まれ中、業者による目視のチェック？ 断固反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>一日何十台もの搬入とすると目視では無理があるので？ あましくついでし。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
断固反対です。 水質が悪化する。	
理由 (必須)	基準以下でおさまっていても今更悪化するのほ 間違いはい。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 252

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 4 条及び条例規則第 2 1 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p style="text-align: center;">断固反対です。</p> <p style="text-align: center;">プラスチック類、ゴミの埋立は影響がでる。</p>	
理由 (必須)	
<p style="text-align: center;">ゴミは分解されず劣化し、汚染物質になり 人体に害をおよぼす。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

阿波 253

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p style="text-align: center;">断固反対です。</p> <p style="text-align: center;">水質が悪化する。</p>	
理由 (必須)	
<p style="text-align: center;">農業用水として流れる。</p> <p style="text-align: center;">これから何十年先、体内への影響は？</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

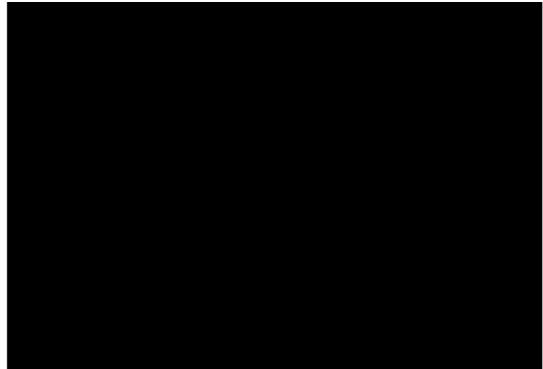
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭 (土壌・地盤・生物 景観・その他 ())
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>事業に断固反対であり、 覆土の汚染が心配である。土の中には有害物質が 含まれていたなら、大気、水質とも悪化してしまう。</p>	
理由 (必須)	
<p>埋め立てに使う土をどこから搬入するのに土の検査を行わない のか? 有害物質が含まれていたなら、更に危険である。</p>	

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

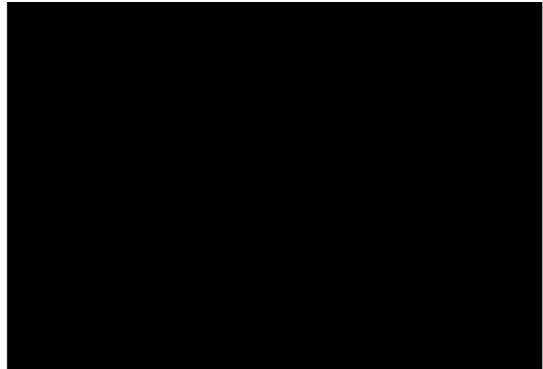
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に断固反対します。
伊賀は良質米の産地として知られているが、清水が汚染されているとすると伊賀米の価値が下がってしまう、風評被害は確実である。

理由 (必須)

一日平均 20 台の廃棄物が搬入されるとあるが、1 台につき何分かけて処理があるのか? 50cm 程度の厚さになっても、物中に含まれているかもしれない有害物質は選別処理機で取り除けるのではないかと?

提出期限: 令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

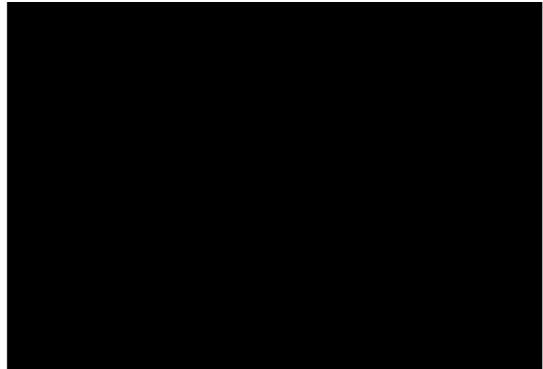
令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌 (地盤)・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

事業に断固反対です。
近年大雨による災害が発生している。土砂崩落により
災害が発生しやすい。安心して生活ができない。

理由 (必須)

積み上げられた産業廃棄物が大雨により崩落することが心配される。
河川等せき止めをしておたり、土石流が発生したり、その危険を
考えていけるのか? 何十年後に起こるかもしれない。その責任をどう
考えているのか?

提出期限: 令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

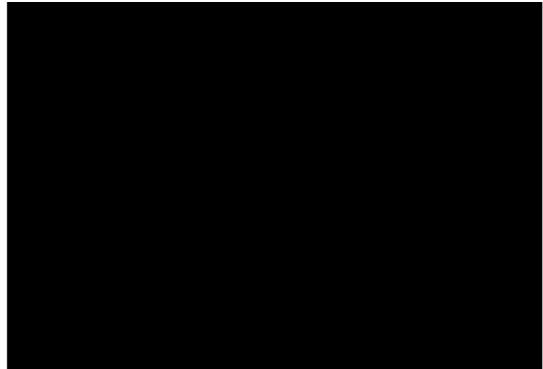
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 ・騒音 ・振動 ・悪臭 ・土壌 ・地盤 ・生物 景観 ・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)

事業に断固反対です。
 産業廃棄物処理場の目と鼻の先に生活している私たちは
 安心して暮らすことができず、健康を害してからでは遅く、
 子どもや実家は帰すけたくありません。地域に移住する人も
 いたるようになっていませう。

理由 (必須)

安定 5 品目 とそれ以外の分別の方法が、簡単にできず、
 分別は不可能である。混入、付着がつかないか検査方法を
 もっと具体的に示してほしい。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>検査の信頼性が低いため、事業には反対。</p>	
理由 (必須)	<p>廃棄物検査における目視検査で、違反物を検査結果として取り扱って検査員が不十分で、4名程度の検査員では無理がある。</p>

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

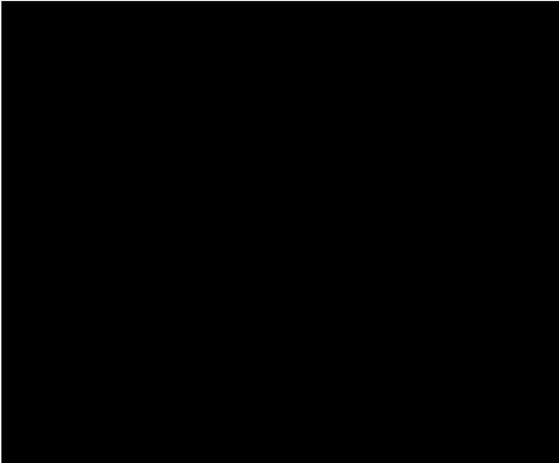
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観 (その他 (地域との共生))

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業者の地域との共生の意志が薄弱で、覚悟
誠意が感じられないため、事業を認めない
べきで、テラーズグループ所有地への拡張が見られ
長年間にわたり事業を展開しようとする姿勢が
ある。

理由 (必須) 検査員をはじめ従業員が下流域道近に居住し、
住民と生活を共にしながら働くため住民との連携がはかられる
べきである。地域に住民、課題を共有せよ。コスト削減、経営
せよ。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6年 6月 10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動 (悪臭) 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p>処分場埋立終了後、施設閉鎖後の検査及び問題発生時の補償が明らかでなし、大いに不安があり、反対。</p>	
理由 (必須)	
<p>埋立終了、閉鎖後2年以内で放置は無責任に放置、数十年後が汚染検査をくり返し、いざという時の補償をたんぽろすべきであり</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ・ 不明)

事業計画意見書

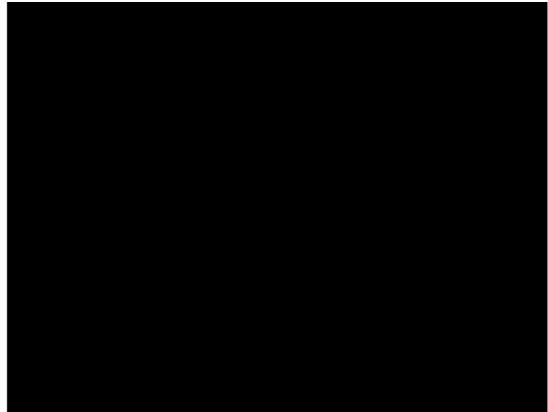
令和6年6月10日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

検査回数が多い、不安が払拭されないため
事業に反対

理由 (必須)

地下水への影響を毎年1回、浸透水の水質検査1ヶ月間
はやる予定、1回あたり3ヶ所の検査。箇所、回数、
情報開示の回数と多くする必要があります。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・ 悪臭 ・ 土壤 ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
<p>農山村でもあり、漏水等で土壤が汚染され ことを懸念する。 特に口から人体に入る 米・野菜・水については 1% たりとも混入してはいけない。 以上から産廃施設の設置については、断固反対します。</p>	
理由 (必須)	
<p>農林業で今日がある地元であり、土・水については それ以上の汚染は許せない。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

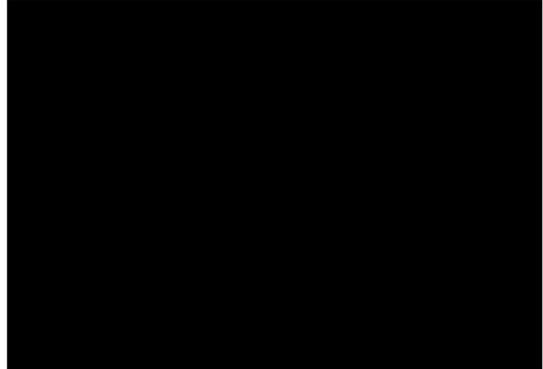
令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>そもそも産業施設の設置については、民衆近辺に 設置すべきでない。 生活用水が汚水と水の可能性が高く、生活環境 を維持できるどころか、地下水を汚染する。 以上から、産業施設の設置については、頑固反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>生活環境が悪化し、地元地下水が流出。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

阿波 264

事業計画意見書

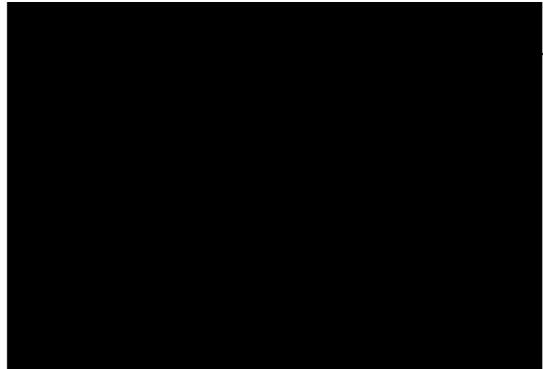
令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通事情)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>冬期は凍結 夏期は豪雨と気象変動の多い地域なので、汚水が懸念され、水質も悪化するであろう。</p> <p>このことから 産廃施設の設置については、断固反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>過去何度も市道等冠水していることから道路が不通になるのは困る。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>連日の廃棄で生活道路の地盤沈下や騒音等 道路事情が悪化するだろう。迂回してもいい状 況で交通環境にも影響する。 以上から、産業廃棄物の設置については、頑固反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>国道163号は生活道路であり、死守が必要がある。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

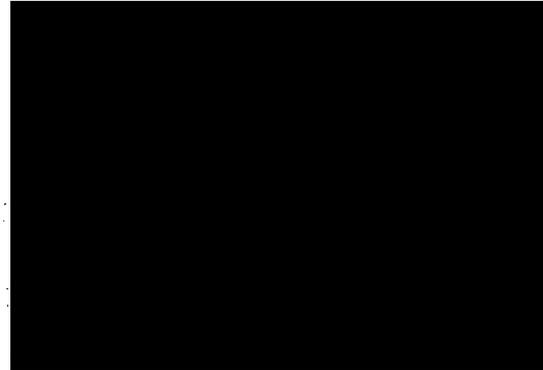
令和 6 年 6 月 8 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>「<u>断固反対</u>です。」 周囲の排水処理設備について、 2033年終了とあるが、メンテナンスも含め 必要である。</p>	
理由 (必須)	
<p>雨水は未来永劫あるので無責任すぎる。 廃棄物許可5年で逃げ切る。安全の作業 できない。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

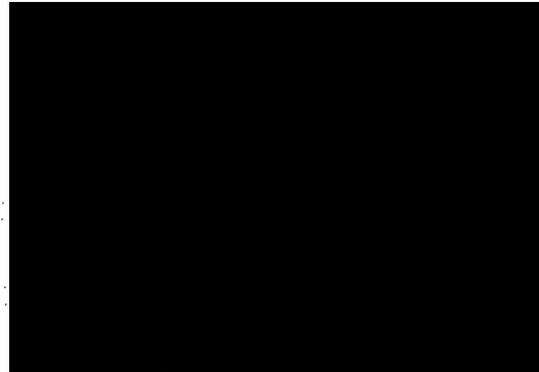
令和6年6月8日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画書 3P、4Pについて
5年間で合計何十トン埋めるのか、
サンドイッチ方式で山はもつのか？
5年終了時の山の予備図を3Dで示せるか。
「断行固反対です。」

理由 (必須)

耐震性はあるのか、永年の降雨に
耐えるのか。土石流が心配です。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

マニフェストごとの廃棄物の管理、検査体制があいまいである。
 安定5品目以外が混入して場合、返品返車とあるが、受け入れ先はあるのか、中間処理場への送りはありなのか。
 不確な廃棄は自然破壊につながる。
 「 断固反対です 」

理由 (必須)

・ 従業員数がわからない。適切な作業ができるのか。
 ・ 産業廃棄物の許可5年で逃げての無責任は信用できない。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>一日平均20台の投入車とあるが、許可車両の確認。廃棄物と出る側、受け入れる側の許可はきちりしているか。</p> <p>廃出業者 → 廃棄物処理業者 → 中間処理業者 → 最終処分業者の流れ、マニフェストと開示すべきだ。</p> <p>「<u>断固</u> 反対です。」</p>	
理由 (必須)	
<p>5年間埋め立て終了して責任の所在とあいまいし、逃げきる法律もあつたが、地元民・土着民の苦悩は訂りしない。</p> <p>地元民の立入りを作業と月1回行くべきだ。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

持ち込まれた廃棄物に混載、混入していたが、目視での確認、不適と判断した場合、返却とされているが、判断基準の提示がなく、信用できない。

「断行固反女です」

理由 (必須)

廃棄物の質はきちんと検査、社員教育と徹底し、自然環境破壊しないであらう。返却返車はどのくらいなのか？不法投棄とならないか。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ 不明)

阿波 271

事業計画意見書

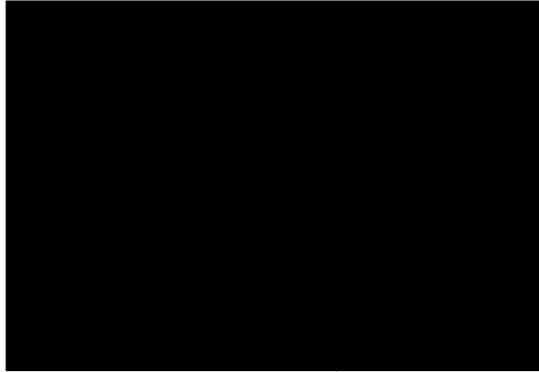
令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

断固反対です。
 日本はまだほざして規制のたあいあるいはゆるい
 PFASが~~発見~~されたら、飲料水として使えない
 水道水が飲めず、ホット・コールドの水を飲むことに
 たいは、家計の負担が大きすぎる。
 (PFASは乳児胎児に悪影響があるとされ、発がん
 性もあるとされる危険物質である。)
 産廃反対

理由 (必須)

埴川、不埴川の上流地域で、汚染物質が地下水、
 水道水に混入し、健康被害が出るからではおかし。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和6年6月2日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>計画の撤回を求めます。</p> <p>将来、我々の子孫に与える安全なのか被害がどのくらい心配。</p>	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

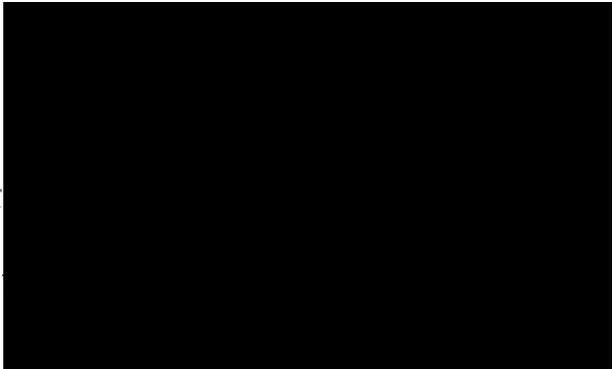
令和 6 年 6 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>事業に反対です。 産業廃棄物による水質(地下水)汚染が心配。</p>	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>断固反対です。 淀川・木津川・服部川の上流地域で 各所で飲水に使われている。水質検査項目に 含まない、まだ国の基準相違に入らない汚染物 質への対応(尽速な)が望めない。 産廃反対!!</p>	
理由 (必須)	<p>PFAS は近年、全国の地下水で発見されている。土壌 中の土壌が持ち込まれ、地下水が汚染される。 水道水が飲めなくなる。健康被害が心配である</p>

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

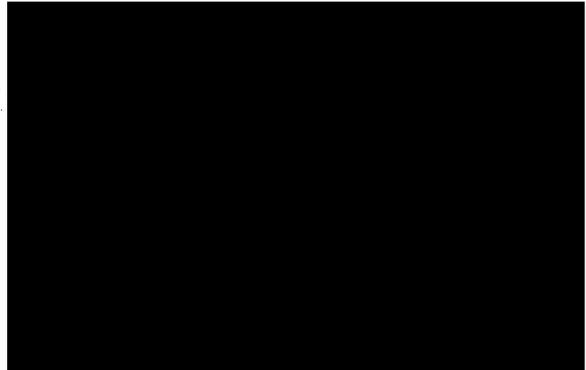
令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>事業に反対です！</p> <p>水質検査を年1回・月1回するもあるが その結果をちゃんと住民にもわかる様 に提示するの丸</p>	
理由 (必須)	検査結果が悪い時に搬入を止めろ 遅いのかほたい丸

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

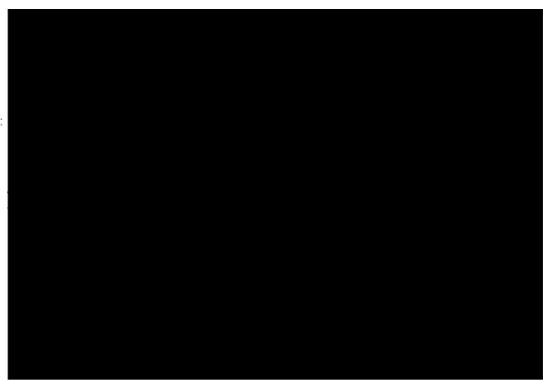
令和 6年 6月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です！
 安定型産業廃棄物とあるが、
 (といふ化学変化を起こさず)
 何年も多量に廃棄されいると有害になるの
 がはないか。これから先を考えると不安！

理由 (必須)

私達はこれから住み続けたい場所
 有害を心配しづから住みたくない。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

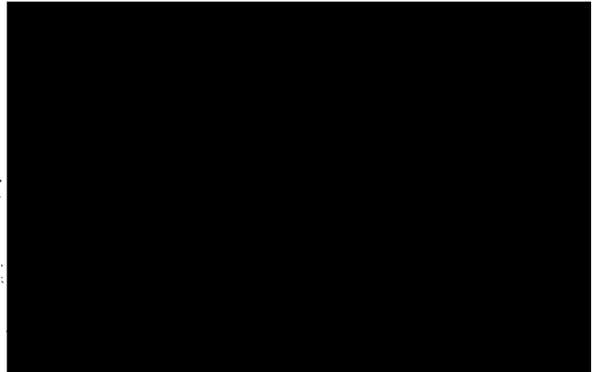
令和 6 年 6 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>事業に反対です！</p> <p>セル サンドイッチ方式 があるが、持ち込んだ 覆土は 大丈夫か、積み重ねられた後 汚染された土が くずれることはないか</p>	
理由 (必須)	他県で地震があった時くずれるまた覆土が 家をつぶしてしまう

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

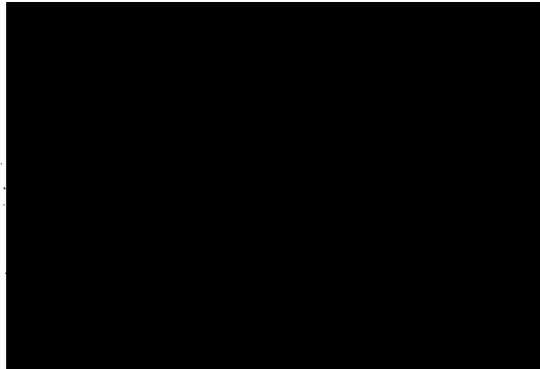
令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 (農業生産物, 風評被害 など)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対し、関係地域の生活環境の保全上の意見として産業廃棄物処理施設の設置計画について予想される環境汚染も含め様々な区分別処分場建設に強い意志を持ち徹底的に反対致し、入居したとしても大都会であったとしても周囲に与える汚染には異様に敏感な土地があるという事と理由に予定地に有ることに賛成できず、田舎に於ける事は弱い者いじめと思っております。

目には見えない有害な物質はどのくらいあるのか、とにかく不安だ！

計画には断固反対！

理由 (必須) 有害物質の不可透、汚染水の下流への拡散や生活用水通水管の水質変化、大気汚染の予測が不明、処理物搬送の際の道路際の騒音、振動、空気中の塵埃、臭気、現在の環境、毎日を送っている住民の精神的ストレス、計り知ることのない予測と不安が降りかかり、今年この地域のみんなを苦しめてきた金で、破壊環境工場の、再建が認められるという大都会の真ん中で設置しようとする思いが、河川の水質汚染、水質汚濁

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着) するのはいかにと思っております。

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>日行連水・安定5品目とそれ以外を分別することは極めて困難であり、有害物質の流出・拡散の可能性があると、2007年9月6日に安定型産業廃棄物最終処分場という類型を廃止し、今後新規に許可されるよう求めるという意見書を環境省に提出してある事は承知です。全国で問題が頻発しており、安定型の最終処分場の危険性が水程指摘されているのに、何故、今ここで作るのですか。処分場の建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>安定5品目と言っても、種々の有害物質の付着・混入の危険性あり、汚染された水の流失や大気の汚染の危険があるので。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

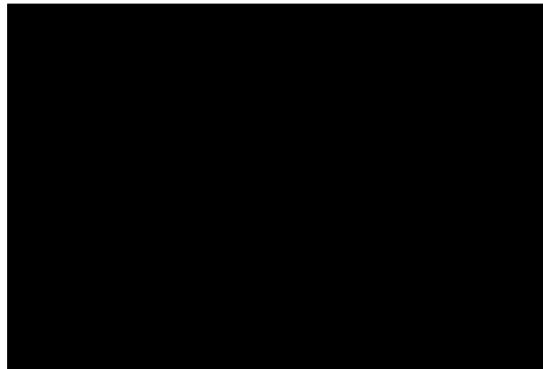
令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>PFAS が高濃度で検出され、その流出をたどると産業廃棄物処理場であったと言うニュースを聞きます。問題となる廃棄物は持ち込みせんと云う一辺倒な回答でなくどう対処するの示して欲しい。又活性炭の使用により除去したとしても、その使用済み活性炭が流決元となる事実も報告されています。貴社の活性炭の処理はどのようにするか。汚染が又新たな汚染に繋がっていく処理場建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>汚染水は絶対流しませんという詭弁で産業廃棄物の処理場建設を進めるやり方は許せないのです。</p>	

処理場を増やすのです。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

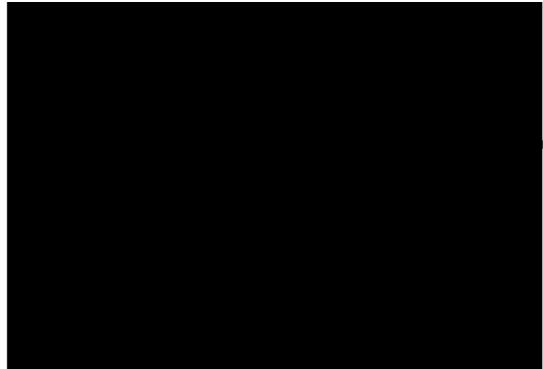
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<p>建設には絶対反対です。</p> <p>アスベストによる大気汚染が心配です。</p>	
理由 (必須)	
<p>非総称性アスベスト含有物と言っても、取扱いは厳重な作業マニュアルがあると思うが一切記載もなく、又マニュアルに基づいて作業が進められる確証もないので、建設には反対です。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 その他これに類する不要物(右綿含有廃棄物を含む)となっている。 解体工事は重機を使って行なうので、非点散性の右綿含有廃棄物 物と言っても破損される可能性は高く、それを単に目視のみ での車上には積み重ねた状態で確認するのは絶対 不可能なはず。建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>安心という言葉は絶対に信じられないので、反対です。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ (ロ) ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 生物 <input checked="" type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <p>私達阿波でくらす者にとって、きれいな水と空気、のどかな山並の風景はかけがえのない財産です。</p> <p>遊休地は有効活用したいと云う身勝手な理由だけで阿波の自然を破壊する権利はないはず”です。</p> <p>建設には断固反対です。</p>	
理由 (必須) <p>私達には このきれいな水と空気の中でくらす権利が有るはず。水を奪われる事は絶対許せません。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
ゴルフ場建設と云う事で 札束をちらつみせ、住民の心を惑わせ、ゴルフ場ならばまだ山の景観を残せと老員を承諾した人達の心を踏みにじる今日の暴挙は絶対許可にはいきません。 処理場建設には絶対反対です。	
理由 (必須)	
阿波に住む人々の心を愚弄する行為は絶対許せません。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ・不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他(責任体制)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>デリー社ではなく、伊賀環境サービスという会社で事業を始め、此問題が生じ被害を与えた場合、どこに責任をとるのか、伊賀環境サービスで責任を取れるのか、責任をとるべき体制が不明確な状態では、安心できないので、建談には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>別会社を立ちあげて、問題が生じた場合、しつぽり状態で責任回避を懸念される以上反対です。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ・ロ 不明)

事業計画意見書

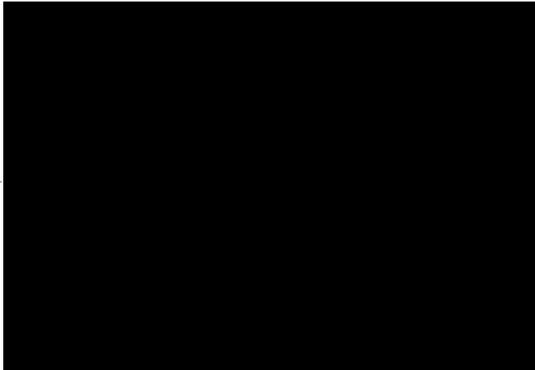
令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>道路</u>)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

国道からの搬入路がすれ違う事が出来ない、狭いのに
地元車優先で本道にダンプカーが道幅狭くてバック等
してくるのです。

建設には絶対反対です。

理由 (必須)

地元車優先などと書かれているが、地元車が入れない道と
される可能性が大きいので反対です。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (環境アセスのお礼に7-F12)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>覆土として 貴社の関連企業が持っている隣接の山から土を搬入する事があると説明会で話していたが、もしこの計画があるならば、当然、その土地もこの事業の用地として申請すべきではありませんか。</p> <p>環境アセスのお礼的な卑劣な事業計画に対しては絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>無秩序な伐採と土砂の搬出等により、環境アセスを無視して企業拡大を狙うやり方は許すべきでないから。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

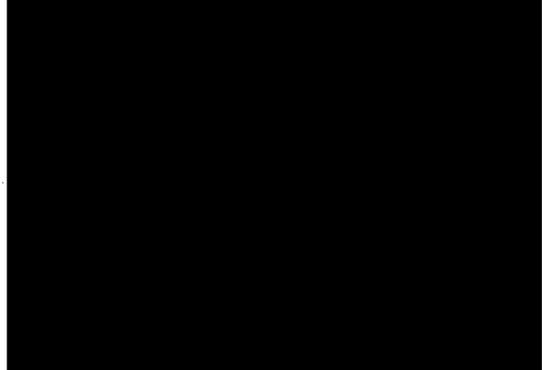
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質 騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>水質検査結果は記録すると書かれていたが、記録するだけでなく常時、県、市、各自治体に対して報告を原則とするとして載らない。出来るのか。</p> <p>建設に対してはあくまでも反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>報告義務がなければ、検査方法についても信用性がないので。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>水処理施設を設置すると聞いています。浄化能力は？ よだん川はホタルの生息する数少ない川です。 この川をよぶ事は各認でございせん。 ですから建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>水処理施設で本当に水が浄化されるならば、水程多くの 産廃 場から水質汚濁の原因となるはずはないので。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

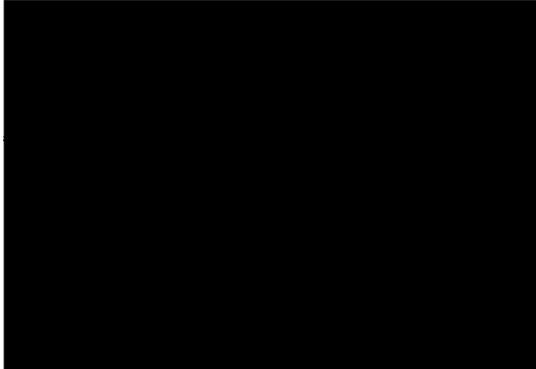
令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>大気汚染の粉じんの数値が、現在の 3 倍となっており しかも、アスベストが含まれる可能性が有り以上 絶対に建設に反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>大気汚染が懸念される為、反対です。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
石綿含有廃棄物や他の廃棄物と一緒に処分される可能性が有り、又展開検査場から埋立場所への移動の際、破損、損壊の可能性が有り、建設には絶対反対です。	
理由 (必須)	
破損、損壊の可能性が有り、アスベストが粉じんとして飛散する可能性が有るので。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>計画地に生息している獣類が、生息地を奪われ 100%とは出来ないが、何割かは人家に近づく方に移動 し、畑作物の食害被害が増える可能性が有るが、 保障に載りますか。保障されないなら反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>生態系に与える影響を大南苑、乱南苑には 反対です。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ) 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>覆土として使われる土は、どこから運んでくるのでしょうか。 その土が、有害物質を含んでいないと云う検査体制が取られていないので、安全性が担保できず、廃棄物処理場の建設には反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>有害物質を含んだ土が運ばれてきたと云う保障がないので、反対です。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
浸透水溜池・及び、水処理施設の汚泥の処理は どうするのですか。 建設には絶対反対です。	
理由 (必須)	
向題となる汚泥がそのまま、産廃場に廃棄される危険が 有るので 反対です。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>降雨時は排水施設によって雨水を速やかに埋立地外へ排水と蓄積して有る。調整池。浸透水溜池では50mm/時間程度の雨量の場合、1時間でも一杯にはなる。それ以上の雨水はそのまま河川に流すのですか？ どのような物の流水出すか分からないので建設反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>覆土を合んだ土がそのまま流す危険があるので建設に反対です。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <p>石綿含有廃棄物の破損がないかどうかの判断を 車で行う事になっているが、確認は不可能としか思えない ので石綿含有廃棄物の搬入には絶対反対です。</p>	
理由 (必須) <p>車で行く様には積り込め物を目視で確認など絶対出来ず はずかしいので。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りませう。)	
<p>廃棄物検査場に積載物を下ろし、目視での確認と しているが、50cm程度の厚みのある状態では、中に 含まれている物などの様な状態の識別は不可能と 思われるので、建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>いかなる物の運搬込まれるのか、目視でのみの確認では 危険物の埋立てまわされるとしん思えないので。</p>	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>廃プラスチック類は、付着物のないものは、リサイクルで再利用する事になっている以上、処理場に搬入される廃プラスチック類は再利用出来ない汚染、付着物等があると想定され、そうである以上、地下水の汚染、汚染された水の流失、ガス発生等が心配といえます。建設には絶対反対です。</p>	
理由 (必須)	
<p>汚染水たり、有害物質の付着物等の心配がある以上水質汚染は絶対避けられないと思うので。</p>	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 6 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

1日 300 m³ の廃棄物の処理を行なうと明記して有ります
従業員は何名を予定に有りますか。

展布場では 4 名の従業員で目視で内容確認と
なっております。十分な従業員数を確保して作業を進め
ると信じられませんので、建設には絶対反対です。

理由 (必須)

汚染物や 付着物等による水質汚染が心配
なので。

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)